



開業当初から、サラリーマンや年金所得者向けの相続税の無料セミナーや各種シニアフェアで相談に応じている。



所長
宮崎一博さん

九大理学部卒。同大学院理学部修士課程修了。京セラの研究開発部門で電子部品の開発を行い、光プリンタヘッドで特許を取得。製鉄会社研究所を経て鹿児島に帰り、税理士事務所として12年勤務、税理士資格を取得して独立開業。



理系頭脳で小規模事業者を支援 税制改正の諸課題に最適解提示

無料セミナーなど開催
創業資金の申請も支援

「宮崎博税理士事務所」の所長宮崎一博さんは、大学院でマイクロ波分光学を研究、京セラ勤務時代に電子部品の開発に従事し、発光ダイオードを使った光プリンタヘッドで特許を取った理系出身の税理士。42歳でそれまでとは異次元の税務会計の世界に進んだが、その明晰な頭脳は、難解な税法、税制にからむ複雑な問題を解きほぐし、最善の着地点に導くプロセスでも生かされ、個人事業主や法人経営者から頼りにされる存在だ。

業務は、会計監査や損益計算書などの作成、適正利益や適正納税額の算出と税務申告、決算申告の指導、創業計画書や融資申込書の作成などの定型的な支援業務に止まらず、年ごとの税制改正で発生する事業承継や相続などの新たな課題に苦慮する相談にも積極的に対応する。

具体的には、2015年から相続税の基礎控除が40%下がり、課税対象者が広がった改正について、サラリーマンや年金受給者などを対象に無料セミナーなどを実施。事業承継税制の適用要件が10年間の措置として抜本的に緩和された2018年度の税制改正をめぐっては、法人向けの相談業務を強化したほか、県の事業承継センターの要請で地方の経営者の相談にも出向く。また、2019年7月から施行された民法相続法の約40年ぶりの大幅改正については、「社会

の高齢化に伴い、相続開始時の配偶者の年齢が相対的に高齢化し、保護の必要性が高まっていることに配慮した点に大きな特長があり、これまでの通念を離れた対応が求められる」として、相続税の申告にからめた無料セミナーを開催。さらに、同年10月からの消費税増税に伴い、2023年から導入されるインボイス制度をめぐっては、「軽減税率を公平公正に適用するために支出項目を正しく選別するための制度だが複雑な処理が必要になる」として、これまで自分で確定申告していた個人事業者の支援を強化している。

宮崎さんは、2014年に行政不服審判法が全面的に改正され、一般市民の行政に対する意見が通りやすくなることを考慮し、相続税に関する税務調査時に税務署と税法解釈にあたって意見がわれた場合に国税不服審判所への審査請求にも取り組んでいるほか、創業資金融資のサポートにも力を入れ、制度に不案内な個人や小規模事業者も含め、事業者や法人が日本政策金融公庫へ提出する融資申込書や事業計画書作成も支援している。創業から2〜3年経過していても融資申込書は可能という。

精緻な思考回路が、「小規模事業者の力になる」という宮崎さんの信条を着実に可視化していく。

(ライター/齋藤絃)

宮崎一博税理士事務所

みやざきかずひろせいりしじむしょ

☎ 099-221-1580 ✉ miyazaki6868@gmail.com

📍 鹿児島県鹿児島市西陵3-20-14

http://miyazaki-k.net/